

福祉

なんでも福祉相談

健康福祉課 社会福祉係 ☎64-7705

生活や福祉に関する困りごと、ご相談ください。
健康福祉課: ☎61-8131
子ども育成課: ☎64-7719

フードバンクたまむら

フードバンクたまむら ☎090-3260-5211

玉村町に住むすべての人が笑顔で暮らせることをめざし、個人や企業様から食品などをお預かりして、社会的支援が必要な玉村町在住の人、子ども食堂を運営する団体や地域貢献団体にお届けしています。

この活動を通してフードロスを減らし持続可能な開発目標(SDGs)に取り組んでいます。

フードバンクたまむらでは、偶数月第3週月曜日～木曜日に食品の集中受付を行っております。ご家庭で余っている食品などご提供ください。

障害者福祉

健康福祉課 障がい福祉係 ☎64-7705

手帳について (手帳は申請により交付します。)

種類	色	説明
身体障害者手帳	赤	身体に障がいのある人に交付され、障がいの程度により1級～6級の区分があります。
療育手帳	緑	知的障がいがあると判定された人に交付され、障がいの程度によりAとBの区分があります。
精神障害者 保健福祉手帳	青	精神に障がいのある人に交付され、障がいの程度により1級～3級の区分があります。

補装具費交付・修理

障がいのある部分を補って日常生活や職業生活をしやすくするために義肢、補装具等必要な用具を交付または修理した費用を補助します。申請には心身障害者福祉センターの判定が必要です。また、補装具の基準額に対して原則1割は本人負担となります。

日常生活用具の給付

在宅の重度身体障がい者等に対し、浴槽やベッド等の日常生活用具を給付します。ただし、障がい及び程度により給付できる種目が異なります。日常生活用具の基準額に対して原則1割は本人負担となります。

自立支援医療(更生医療)費の支給

18歳以上の身体障がい者の方が、日常生活能力の回復を図るため、医学的方法によって障がいの除去・改善、あるいは障がいの程度を軽減させるために必要な医療費の一部を負担します。(角膜移植術、人工関節置換術、ペースメーカー埋込術など)

自立支援医療(精神通院)費支給

在宅精神障がい者の医療の確保を容易にすることを目的として、精神障がい者が通院医療を受ける場合、県がその医療に必要な費用を一部負担します。詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

障害福祉サービス制度

障がいのある人が地域で生活するための支援として、介護給付制度があります。地域で生活することが困難な人には施設等給付制度があります。施設等給付制度には入所と通所(家庭から施設へ通所)があります。詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者、音声、言語機能障がい者に対して手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、関係機関などとの意思の疎通を図ります。詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

思いやり駐車場

「思いやり駐車場」のステッカーが表示されている、ショッピングセンター・飲食店・公共施設など、群馬県と協定を結んだ対象施設の車いすマーク駐車場に駐車できます。身体障害者手帳1級～6級(部位により異なる)、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級、難病患者、高齢者(要介護度1～5)、妊産婦(妊娠7ヶ月～産後6ヶ月)。

手当・見舞金等

- 特定疾患等患者見舞金支給
- 腎臓機能障害者通院交通費補助
- 特別障害者手当
- 介護用車両購入費の補助
- 重度身体障害者住宅改造の助成
- 福祉タクシー料金給付

税金・公共料金等の減免

- NHK受信料の減免
- 有料道路通行料の減免
- 所得税・町県民税・相続税の控除
- 自動車税・自動車取得税の減免

公共交通の割引

内容については、各交通機関へお問合せください。

- 国内航空運賃の割引
- 旅客鉄道運賃の割引
- バス運賃の割引
- タクシー料金の割引

玉村町障がい者(児)基幹相談支援センター

玉村町大字下新田602 ☎75-1212

障がい者(児)の福祉に関する総合相談窓口であり、身体・知的・精神・発達障がいの区分なく、相談支援専門員が様々な相談に応じます。行政・福祉・医療等関係機関と連携を図りながら、ご本人やご家族だけでは解決されない問題等について、生活状況に応じた各種福祉サービスの利用につなげる支援・相談を行います。

良い睡眠をとりましょう

健康づくりのための睡眠12か条

1. 良い睡眠で、からだも心も健康に。
2. 適度な運動、しっかり朝食、ねむりとめざまめのメリハリを。
3. 良い睡眠は、生活習慣病予防につながります。
4. 睡眠による休養感は、こころの健康に重要です。
5. 年齢や季節に応じて、ひるまの眠気で困らない程度の睡眠を。
6. 良い睡眠のためには、環境づくりも重要です。
7. 若年世代は夜更かし避けて、体内時計のリズムを保つ。
8. 勤労世代の疲労回復・能率アップに、毎日十分な睡眠を。
9. 熟年世代は朝晩メリハリ、ひるまに適度な運動で良い睡眠。
10. 眠くなってから寝床に入り、起きる時刻は遅らせない。
11. いつもと違う睡眠には、要注意。
12. 眠れない、その苦しみをかかえずに、専門家に相談を。



出典：厚生労働省 健康づくりのための睡眠指針2014 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/suimin/) より加工・編集して作成

介護保険

健康福祉課 介護保険係 ☎64-7705

要介護認定

介護保険のサービスを利用しようとするときは、町が行う「要介護認定」が必要です。要介護認定は申請書の提出が必要です。

65歳以上の人(第1号被保険者)は、要介護または要支援と認定された場合に、サービスを利用できます。40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)は、介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要であると認定された場合にサービスを利用できます。

●申請できる人

本人・家族(居宅介護支援事業者や介護保険施設による代行申請も可能)

●申請に必要なもの

- 要介護・要支援(更新)認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証(40歳以上65歳未満の人)
- マイナンバーカード

認定の流れ	詳細
1. 町(健康福祉課)へ申請	
2. 訪問調査の実施	町の調査員または町が委託した居宅介護支援事業者等の職員(介護支援専門員)が家庭を訪問し、心身の状況などを調査します。
3. 主治医へ意見書を依頼	申請書に記載されている主治医へ、町が意見書の作成を依頼します。申請者負担はありません。
4. 介護認定審査会による審査判定	保健・医療・福祉の専門家からなる審査会(玉村町役場に設置)により、調査結果をコンピュータで処理した一次判定、調査時の特記事項及び主治医意見書を併せて総合的に審査判定を行います。
5. 要介護認定	非該当、要支援1、要支援2、要介護1～5の8段階に認定されます。
6. 結果通知	認定結果を通知するとともに、要介護度等の情報を記載した被保険者証と負担割合証を送付します。

※介護保険の被保険者証

- 第1号被保険者(65歳以上の人)に交付されます。要介護認定を受けた場合には、要介護度の情報が記載されます。
- 第2号被保険者(40歳以上65歳未満までの人)は、要介護認定を受けた人に交付されます。

利用できる介護サービス

健康福祉課 介護保険係 ☎64-7705

在宅サービス(介護予防含む)

- 訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ・訪問入浴介護
- 居宅療養管理指導・通所介護・通所リハビリ(デイケア)
- 短期入所生活介護(ショートステイ)・短期入所療養介護(医療型ショートステイ)
- 特定施設入居者生活介護・福祉用具貸与・購入費支給・住宅改修費の支給

施設サービス

- 特別養護老人ホーム(新規入所は原則として要介護3～5の人が対象)
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

地域密着型サービス(介護予防含む)

- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護 など

福祉

介護予防事業

地域のみんなで一緒に取り組む
介護予防を応援します

自分らしく地域で暮らし続けるためには、一人ひとりができる限り介護予防に努めるとともに、地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活することが大切です。また、役割を担うことは介護予防にもつながります。現在各地域の公民館で行われている「筋力トレーニング」や、地域の集いの場である居場所など、住民の自主的な介護予防の立ち上げや、運営について幅広く応援します。

介護保険料について

健康福祉課 介護保険係 ☎64-7705

第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料

●年金天引きについて

65歳になってすぐや、他市町村から転入した場合は、納付書による納付になります。

年金を年額18万円以上受給している人は、65歳到達や玉村町に転入から約6～11ヶ月後に年金天引きに切り替わります(ご本人の事務手続きは必要ありません)。

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)の保険料

医療保険の保険料として一括して徴収されます。保険料の計算方法や額は、加入している医療保険によって異なります。

利用者負担について

健康福祉課 介護保険係 ☎64-7705

利用したサービスの費用に対して、自己負担は1割が基本ですが、一定所得以上の方は2割又は3割負担になります。

在宅サービス利用の場合

支給限度額を超えた場合は、超えた分が全額自己負担となります。また、通所サービス(通所介護・通所リハビリ)や短期入所サービスなど、施設を利用するサービスでは、食費やおむつ代等が日常生活費として全額自己負担となります。

施設サービス利用の場合

介護保険施設に入所した場合には、施設サービス費用の自己負担分及び食費・居住費・日常生活費が利用者の負担になります。施設サービスにかかる費用は、要介護状態区分や施設の種類等によって異なります。また、低所得者には食費、居住費の負担限度額が設けられています。

高額介護サービス費の支給

自己負担が重くなりすぎないように、利用者負担が一定の上限額を超えた場合、上限額を超えた分があとから支給されます。なお、この上限額は世帯単位となっていますので、1世帯に利用者が2人以上いた場合には、世帯で合算されます。

●手続き

利用実績に基づき、該当者へ「高額介護サービス費給付のお知らせ」を送付しますので、町へ申請してください。

広告

地域に寄り添い23年。これからも地域と共に。
介護のことならなんでもご相談下さい。

since 1999

有料老人ホーム いろいろ
アズ ケアスタッフ新町
デイサービスセンター 杏
グループホーム あんず
グループホーム なすな
有料老人ホーム いろいろ
デイサービスセンター 杏月
あず居宅介護支援事業所

一緒に働ける
介護職の方を
募集しています。

就職
祝金有

厨房スタッフの方も募集しています

お気軽にお問い合わせ下さい!!

お電話でのお問い合わせはこちら 群馬県高崎市新町3148
TEL 0274-50-6630(代) FAX 0274-50-6631

高齢者福祉(在宅福祉サービス)

玉村町では、在宅で生活している高齢者に対する各種福祉制度を行っていますので是非ご利用ください。なお、各制度・サービスには**利用条件**がありますので、ご利用の際には必ず担当機関にお問い合わせください。

事業名	内容	対象者	お問い合わせ先
ひとり暮らし高齢者等緊急通報サービス事業	ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応や不安の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 在宅生活に不安がある65歳以上のひとり暮らし高齢者及び障がい者 10分以内に駆けつけてくれる親族または友人がいる人 	健康福祉課 ☎64-7721
認知症高齢者GPS端末貸出事業	認知症等による行方不明が心配なご家族の方にGPS端末を月額1,000円で貸出します。	おおむね65歳以上の認知症徘徊高齢者等の介護者	健康福祉課 ☎64-7721
在宅福祉移送サービス事業	医療機関の通院や入退院、また買い物などの時に専用車で送迎します(町内のみ)。1回200円の利用料がかかります。	<ul style="list-style-type: none"> 要介護または要支援の認定を受けている人 身体障害者手帳を持っている人 	健康福祉課 ☎64-7721 社会福祉協議会 ☎65-8864
認知症高齢者見守りシール交付事業	認知症で行方不明になる可能性がある高齢者にQRコード付きシールを配布し、衣服や持ち物に貼っていただきます。発見者がそれを携帯で読み取ると、家族とやり取りできる仕組みです。	<ul style="list-style-type: none"> 町内在住で、認知症などによる行方不明が心配される高齢者等 発見された時、メールの送受信ができ、迎えに行ける家族等がいる ※介護施設(グループホームを含む)に入居している方は支給の対象にはなりません。 	健康福祉課 ☎64-7721
紙おむつ支給事業	在宅介護の支援を目的に、指定業者が月額3,000円分の紙おむつを年4回に分けて配達します。	<ul style="list-style-type: none"> 60歳以上の要介護3、要介護4または要介護5の認定者で、紙おむつでの排泄を主としている人 重度心身障がい児(者)で特別障害者手当または障害児福祉手当を受給しており常時失禁状態の人 	健康福祉課 ☎64-7721
給食サービス事業	ボランティアにより、給食をお届けしています。(現在は週1回行っています。)	<ul style="list-style-type: none"> 75歳以上のひとり暮らしで支援を必要とする人 安否確認を目的としています 	健康福祉課 ☎64-7721
介護慰労金支給事業	在宅で要介護3以上と認定されている高齢者を介護している世帯に介護慰労金を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> 介護を受けている人とご家族ともに町民税非課税世帯 対象となる1年間に介護保険サービスの利用日数が10日以内であること 福祉用具貸与、福祉用具販売、住宅改修のみを利用した人 	健康福祉課 ☎64-7721

広 告

居宅介護の支援・ご相談は

ケアプランセンター **南玉**



玉村町下之宮 157-1 ☎0270-61-7411



地域密着型介護施設

当ホームは、認知症に対応した
老人介護施設です。
お気軽にご相談下さい。

**グループホームたまむら
やすらぎの家**

玉村町福島81-2(バス停福島より徒歩4分)
TEL 30-6600 FAX 64-8080

事業名	内容	対象者	お問い合わせ先
お元気ですか訪問事業	70歳以上のひとり暮らしの人を地区の民生委員さんが訪問します。	70歳以上でひとり暮らしに不安があり、支援を必要としている人	地区の民生委員
福祉機器貸出サービス	車イスを必要な方に無料で貸し出します。		社会福祉協議会 ☎65-8864
成年後見制度利用支援事業	身寄りのない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の成年後見等の審判の請求を町が行います。また、後見等の開始後に必要な成年後見人等に対する助成制度もありますので、お問い合わせください。	身寄りのない認知症高齢者等であって、成年後見人等の報酬費用の負担が困難な人(住民税非課税世帯に属する人や生活保護受給者)	健康福祉課 ☎64-7721

生きがい対策事業

玉村町では「生きがい対策」として、仲間づくりや健康増進のためなどの様々な事業を行っています。

事業名	内容	対象者	お問い合わせ先
老人クラブ活動	軽スポーツ活動、奉仕活動等を通じて生きがいづくりや地域交流の機会を持てます。	おおむね60歳以上の人	社会福祉協議会 ☎65-8864 地区の長寿会支部長
シルバー人材センター	軽作業を通して、健康増進、仲間づくりを試してみませんか。働いた仕事量に応じて配分金が支給されます。	おおむね60歳以上の健康で働く意欲がある人	社会福祉協議会 ☎65-8864
敬老祝金支給事業	節目の年齢を迎えられる方を対象にお祝いを行います。90歳の人に2万円、101歳以上の人に3万円、100歳の人(居住10年以上)には10万円を支給します。	90歳、または101歳以上の誕生日を迎えられる人 100歳に到達される人は誕生日以降に伺います。	健康福祉課 ☎64-7721

老人福祉センター

内 容	露天風呂や囲碁・将棋などを楽しみ、仲間づくりを試してみませんか。
開館時間	9:30~16:00(入浴時間 10:00~15:00)
休 館 日	日曜日・祝日・年末年始
利 用 料	●玉村町居住の65歳以上の人…無料 ●玉村町居住の65歳未満の人…200円 ●上記以外の人…350円
お問い合わせ先	老人福祉センター ☎65-1294

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護予防の中核拠点として、保健、介護、福祉という三分野の専門職が連携し、地域の医療機関、介護サービス事業者などと協力しながら高齢者のさまざまな相談にお応えする機関です。

玉村町地域包括支援センター	担当地域
やくば 玉村町大字下新田201 ☎64-7721	下新田、上飯島
にしきの園 玉村町大字飯倉59 ☎64-6666	八幡原、宇貫、上之手、角淵、後箇、上茂木、下茂木、川井、飯倉、五料、小泉、下之宮、箱石、南玉
つのだ 玉村町大字上新田675-4 ☎65-0533	上新田、与六分、福島、南福島、斎田、板井、上福島、原森、中樋越、飯塚、藤川、上樋越